

令和8年度

文京区職員(福祉・経験者) 募集案内

令和8年7月1日
文京区

●受付期間

インターネットによる申請 令和8年7月1日(水)～令和8年7月31日(金)

●第一次選考実施日

令和8年8月23日(日)

1 職種及び採用予定数等

採用種別	採用職種・区分	採用予定数	主な勤務場所
文京区職員 (任期の定めのない常勤職員)	福祉(保育士)・経験者(1級職)	5人程度	区立保育園

◆ 勤務場所：敷地内禁煙(文京シビックセンター敷地内屋外に1か所喫煙所有り)

◆ 採用後、職務間異動により、福祉(福祉)・福祉(児童指導)の職務に従事し、児童館、育成室、児童相談所・一時保護所、教育センター等に勤務する可能性があります。

2 受験資格

(1)～(4)の全ての要件を満たす方

(1) 国籍を問わず(※1)、昭和40年4月2日以降に生まれた方

(2) 地方公務員法で選考を受けること等ができないとされる方(下記参照)及び現在文京区の常勤職員(教育公務員、任期付職員(※2)及び臨時的任用職員を除く。)ではない方

(3) 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方

(4) 当該職種に関係のある業務従事歴(2ページに記載)が、直近12年(平成27年4月1日～令和9年3月31日)において、6年以上ある者

(※1) 受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者)に掲げる在留資格を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

(※2) 「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員をいいます。

(※) 「福祉・Ⅱ類(保育士・児童指導)」と併願することはできません。

(参考) 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は選考を受けることができません。

《当該職種に関係のある業務従事歴》

ア 対象業務

次の施設又は事業における保育士（地域限定保育士を含む。）、幼稚園教諭又は保育教諭の業務従事歴を指します。具体的な対象業務は以下のとおりです。

- 児童福祉法第6条の3第9項の規定による家庭的保育事業
- 児童福祉法第6条の3第10項の規定による小規模保育事業
- 児童福祉法第6条の3第11項の規定による居宅訪問型保育事業
- 児童福祉法第6条の3第12項の規定による事業所内保育事業
- 児童福祉法第7条第1項の規定による児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）
- 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設（いわゆる認可外保育施設）
- 学校教育法第1条の規定による幼稚園
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の規定による認定こども園

イ 対象となる週あたりの従事時間

アに掲げる業務に従事した時間が、1事業所で週あたり20時間以上であるもの

ウ 対象となる期間

- 満20歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間
- 保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間

エ 従事年数の通算

複数の事業所それぞれでア～ウを満たす業務従事歴がある場合、1事業所における従事年数が1年以上のものは通算ができます。ただし、従事時期が重複している場合は、重複期間は1事業所のみ通算できます。

3 採用予定日

令和9年4月1日

4 選考内容

(1) 第一次選考

実施日	令和8年8月23日（日）
場所	文京区内
選考方法	作文 600字程度1題 / 150字程度1題、計1時間
結果発表	令和8年9月下旬～10月上旬（予定） （合格者の受験番号を文京区のホームページに掲載します。）

◆ 実施場所、集合時刻については、メールで通知します。

◆ 出題例

作文	これまでの職務経験を通じて培った専門性を、区立保育園でどのように活かせるか、あなたの考えを述べなさい。
----	---

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

実施日	令和8年10月中旬以降（予定）
場所	文京区役所（予定）
方法	面接

- ◆ 詳細は、文京区のホームページにて、第一次選考の合格発表を行う際にあわせてお知らせする予定です。


(3) 最終合格発表

第一次選考及び第二次選考の結果を総合的に判断し、最終合格者を決定します。

結果発表	令和8年10月下旬以降（予定） （可否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。）
------	---

5 申込手続

インターネット（LOGO フォーム）からお申し込みください。

申込方法	 <p>左記の二次元コードを読み取り、画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、申込受付期間中に申請してください。</p> <p>https://logoform.jp/form/6KSu/1652521 からもアクセスできます。</p>
申込期間	令和8年7月1日（水）～令和8年7月31日（金）【期間内受信有効】

- ◆ インターネット（LOGO フォーム）による申込みは、申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込みを受け付けた旨のメールが送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問い合わせ先までご連絡ください。

なお、システム整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

6 受験票の交付

受験票は申込締切り後、次のとおり交付します。受験票は、必ず氏名を記入し、写真を貼付の上、試験当日に持参してください。なお、受験番号については第一次選考当日に会場にてお知らせします。

受験票交付方法	メールで別途ご案内します。 指示に従って受験票をダウンロードし、印刷してください。
---------	--

- ◆ 第一次選考の実施日の2営業日前までに受験票がメールで届かない場合、問い合わせ先に照会してください。

《試験の申込みをした人は、必ず受験してください》	
本採用試験は、受験者の方の申込みによって試験の準備が進められます。これには、区民の方々に納めていただく税金が使われています。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした方は、必ず受験してください。	

7 勤務条件

- (1) 初任給 令和8年7月1日現在の初任給は、月額約290,760円です（地域手当20%を含む。）。この初任給のほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

また、職務経験等がある場合には、初任給に一定の基準により加算されます。ただし、採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その額によります。

- (2) 勤務日・勤務時間

保育園	勤務日は原則、月曜日～土曜日で、4週8休制です。 勤務時間は午前7時から午後7時30分までの間で、1日7時間45分、1週間当たり平均38時間45分となります。早番・遅番があります。
-----	---

- ◆ 採用後、職務間異動により、福祉（福祉）・福祉（児童指導）の職務に従事する場合は以下の勤務日・勤務時間となります。

児童館 育成室	勤務日は原則、月曜日～土曜日で、4週8休制です。 勤務時間は下記のとおりです。 児童館：午前9時30分から午後6時15分まで 育成室：午前10時00分から午後6時45分まで (※長期休業中は午前8時15分から午後6時45分までの間で7時間45分勤務) なお、1週間当たり平均38時間45分勤務となります。
児童相談所	勤務日は原則、月曜日～金曜日で、土日休みです(一時保護所の場合は、月曜日～日曜日で、4週8休制です)。 勤務時間は午前8時30分から午後5時45分までの間で、1日7時間45分、1週間当たり平均38時間45分となります(一時保護所の場合は、24時間体制の交代制勤務となります。なお、1週間当たりの勤務時間は同上です)。

◆上記は、原則となるため実際の勤務時間等と異なる場合があります。

◆上記以外のその他の勤務場所によっては、勤務時間等が異なる場合があります。

(3) 休暇等 年度ごとに20日の年次有給休暇のほか夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等が設けられています。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理しています。文京区では提出された書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

9 その他

- (1) 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。
- (2) 採用にあたり、令和8年12月25日に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込みフォームにより特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しない場合があります。また、特定性犯罪の前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪の前科があった場合、内定取り消し事由に該当するものと考えられますので、合わせてご了承ください。

10 問い合わせ先

〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21
文京区総務部職員課人事係(文京シビックセンター17階)
TEL (03) 5803-1144(ダイヤルイン)

11 文京シビックセンター(文京区役所)案内図

《交通》

- ◆東京メトロ丸ノ内線・南北線「後楽園駅」5番出口直結、3番出口徒歩1分
- ◆都営地下鉄三田線・大江戸線「春日駅」文京シビックセンター連絡口直結
- ◆JR総武線「水道橋駅」徒歩8分

